

国立研究開発法人土木研究所
防災業務計画

平成27年4月

国立研究開発法人土木研究所

国立研究開発法人土木研究所『防災業務計画』

第1章	総則	1
	第1節	目的
	第2節	対象とする災害
第2章	土木研究所の防災に係わる組織	2
	第1節	土木研究所防災会議
	第2節	災害対策本部
	第3節	土木研究所緊急災害対策派遣隊（土研TEC-FORCE）
第3章	防災に関する研究	5
	第1節	防災に関する研究
	第2節	災害調査
第4章	災害予防（事前対策）	6
	第1節	危機管理体制の整備
	第2節	災害対策本部室等の整備
	第3節	情報の収集・連絡体制
	第4節	庁舎関連対策等
	第5節	広報
第5章	災害時の応急復旧対策（災害発生時）	10
	第1節	災害対策本部等の設置
	第2節	情報の収集・連絡体制
	第3節	技術協力等
	第4節	庁舎関連対策等
	第5節	再発防止対策への技術協力
	第6節	広報
第6章	防災業務実施上必要な教育及び訓練	13
	第1節	職員に対する教育
	第2節	防災訓練
第7章	東海地震の防災対策強化地域に係る地震防災強化計画	14
	第1節	想定する地震
	第2節	情報収集
	第3節	災害対策本部の設置
	第4節	技術協力等
	第5節	教育及び訓練の実施
第8章	南海トラフ地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画	15
	第1節	想定する地震
	第2節	情報収集
	第3節	災害対策本部の設置
	第4節	技術協力等
	第5節	教育及び訓練の実施
第9章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画	16
	第1節	想定する地震
	第2節	情報収集
	第3節	災害対策本部の設置

	第4節	技術協力等	
	第5節	教育及び訓練の実施	
第10章		首都直下地震に係る地震防災対策推進計画	17
	第1節	想定する地震	
	第2節	情報収集	
	第3節	災害対策本部の設置	
	第4節	技術協力等	
	第5節	教育及び訓練の実施	

第1章 総則

第1節 目的

この「防災業務計画」（以下、「本計画」という）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、指定公共機関である国立研究開発法人土木研究所（以下、「所」という）が防災に関し執るべき措置を定め、もって国及び関連行政機関等の防災業務に対する協力並びに所の防災対策の推進に資することを目的とする。

防災に関して執るべき措置とは、災害の未然・拡大防止、応急・復旧対策を図るための組織・協力体制の整備、研究の推進等である。

第2節 対象とする災害

本計画の対象とする災害は、次のとおりとする。

1. 地震災害

地震による大規模な災害。

2. 津波災害

津波による大規模な災害。

3. 風水害

台風・前線に伴う豪雨による大規模な洪水災害、土砂災害等。

なお、地震に伴って発生する大規模な土砂災害等、又は地震による堤防崩壊等が原因となって発生する洪水災害は、風水害の対象には含めない。

4. 火山災害

火山の噴火による大規模な災害。

5. 雪害

豪雪・雪崩による大規模な災害。

6. 道路災害

道路構造物の損傷等による多数の死傷者等の道路構造物に起因する災害。

7. 水質事故災害

有害物質の流出や病原性微生物等による著しい水質汚染又は大規模な災害。

8. その他の大規模な災害

上記1. から7. に含まれない大規模な災害。

第2章 土木研究所の防災に係わる組織

第1節 土木研究所防災会議

1. 土木研究所防災会議の設置

所の各部、各研究グループ（以下、「各部等」という）の所掌する防災業務の円滑な実施にあたり、その相互間の有機的な連携及び調整を図ることを目的に、所に土木研究所防災会議（以下、「会議」という）を設置する。

また、会議は、本計画の改訂（毎年の検討を含む）等に関する重要事項の審議を行う。

2. 構成

(1) 会議の会長

会議の会長は、理事長とする。会長は、会議を召集し、主宰する。

(2) 会議の委員

委員は、別表－1に掲げる者により構成する。

(3) 会議の庶務

会議の庶務は、総務部総務課、企画部研究企画課及び寒地土木研究所企画室が務める。

第2節 災害対策本部等

1. 災害対策本部等の設置及び廃止

本計画で対象とする災害が発生し、理事長が必要と認めた場合、所に災害対策本部(以下、「対策本部」という)を設置する。

そのほか、必要に応じ、雪崩・地すべり研究センター、自然共生研究センターに災害対策支部（以下、「対策支部」という）を設置する。

なお、北海道開発局の行う事業等に関し、第1章第2節に掲げる大規模な災害を除く災害が生じ、災害支援を必要とすると寒地土木研究所長が認めた場合には、寒地土木研究所災害対策支援本部を設置することができる。

国及び関連行政機関等の災害応急・復旧対策が完了し、又は災害復旧に対する協力の必要が無くなった場合には、本部長の判断により対策本部及び対策支部（以下、「対策本部等」という）を廃止する。

2. 役割

対策本部等設置後、直ちに次の各号に掲げる事項について適切な措置を図る。

- (1) 国・関連行政機関等からの指示或いは要請に基づく災害応急・復旧対策の協力のための災害情報の収集、分析、伝達及び調査団の派遣
- (2) 災害対策の実施にあたっての、所の庁舎機能の確保、職員の安全確保等
- (3) 災害に関する必要な情報の収集・発信

3. 構成

(1) 対策本部

対策本部は、本部長、副本部長、本部長付、本部班、総務班及び技術班等をもって構成する(別表-2)。

本部長に事故等がある場合には、副本部長、本部班長、総務班長の順に本部長の職務を代行する。

(2) 対策支部

対策支部は、支部長、支部班及び技術班をもって構成する(別表-3)。

支部長は、雪崩・地すべり研究センター及び自然共生研究センターに常勤する職員のうち、最も職位の高いものとする。支部長は、本部長が対策支部の設置又は廃止を指令した場合、雪崩・地すべり研究センター及び自然共生研究センターに対策支部を設置又は廃止する。

なお、支部長に事故等がある場合には、あらかじめ支部長から指名を受けている者がその職務を代行する。

(3) 各班の所掌事務

対策本部等における各班の所掌する事務を以下に示す。

- ①本部班：対策本部の組織、設営及び運営に関する事務、国及び関連行政機関等との災害情報の受発信・伝達、広報等を行う。
- ②総務班：庁舎機能の確保、応急・復旧対策に必要な設備・物品等の調達、職員の健康・安全管理、派遣に関する事務等を行う。
- ③技術班：災害に関する情報の収集・分析、技術関係機関との連絡、災害調査チームの派遣等を行う。

第3節 土木研究所緊急災害対策派遣隊（土研TEC-FORCE）

1. 土木研究所緊急災害対策派遣隊（土研TEC-FORCE）

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、国や被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を目的として、所

に緊急災害対策派遣隊（土研TEC-FORCE）を設置する。

緊急災害対策派遣隊（土研TEC-FORCE）の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

第3章 防災に関する研究

第1節 防災に関する研究

1. 研究内容

所は、公共土木施設等の災害の防止、災害時の応急復旧、災害後対策並びに災害の再発防止などの防災技術、対策技術に係わる研究開発を推進する。

2. 研究内容の周知

所は、防災に関する研究成果を定期的に報告書としてとりまとめ、国及び関連行政機関等に配布するとともに、防災担当者の会議等の機会を利用し、研究内容について周知に努める。

第2節 災害調査

1. 各種機関からの情報収集

所は、研究及び技術協力に必要な情報を得るために、被災した地域について、国・関連行政機関等やマスコミからの情報収集を行い、災害規模・様態等を把握する。

2. 調査団の派遣

大規模な災害発生後（発生する恐れがある場合も含む）、国及び関連行政機関からの指示・要請又は所独自の判断に基づいて現地調査を行い、防災に関する研究に必要な情報の収集に努める。

なお、土木研究所緊急災害対策派遣隊（土研TEC-FORCE）その他の調査団の派遣に当たっては、国・関連行政機関等と十分に連携を図り、応急・復旧活動に支障をきたすことなく調査が円滑に進むように努める。

第4章 災害予防（事前対策）

第1節 危機管理体制の整備

1. 災害時初動体制の整備

災害発生時（発生する恐れがある場合も含む）の情報収集・連絡体制は、夜間・休日も含めて対応できるよう、あらかじめ整備しておく。また、迅速かつ適切な災害情報の収集及び連絡の重要性に鑑み、災害時に、対策本部等に参集する必要がある職員（以下、「防災担当職員」という）をあらかじめ指名しておく。

また、災害初動時において適切な対応が図れるよう、「災害時初動マニュアル」を別途作成する。

2. 災害に対する協力・支援体制の整備

災害時において、被災状況を迅速に把握し、国及び関連行政機関等の災害応急・復旧対策を円滑に進めるためには、災害の状況に応じた各機関との適切な協力が必要となる。そのため、平素から被災状況に応じて技術協力が可能な内容を周知することに努めるとともに、各機関との情報及び資料の交換等を含めて連絡を密にし、相互の応援協力体制をあらかじめ定めておくなど、緊急時の協力体制の整備を図る。

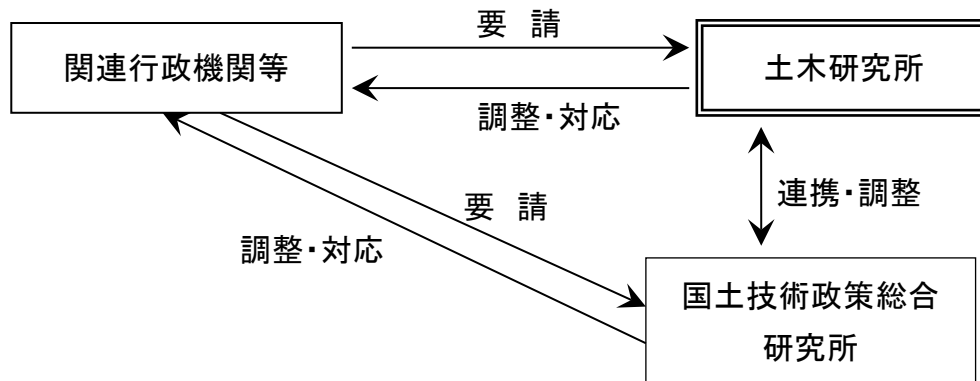
国土交通省への支援については、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪崩災害、道路災害、水質事故災害に関し、国土交通本省が注意体制に入った場合、または理事長が必要と判断した場合、所は支援準備体制に入る。国土交通本省が警戒体制に入った場合、または理事長が必要と判断した場合、所は警戒時支援体制に入る。国土交通本省が非常体制に入った場合、または理事長が必要と判断した場合、所は非常支援体制に入る（別表－4）。体制に入ったときは、その旨を国土交通省に速やかに報告する。

また、災害発生時に派遣される職員が迅速に活動できるよう、事前に人員及び資機材の派遣体制を整備する。

3. 協力要請への対応

災害応急・復旧対策に係わる技術協力に関する国（地方整備局、北海道開発局等）を含む関連行政機関等からの協力要請及び国土技術政策総合研究所との連携調整の流れを図－1に示す。国土技術政策総合研究所との連携・調整を行い、派遣要請等について効率的に対応する。

なお、災害状況に応じた技術協力の内容（職員派遣、技術支援）については、あらかじめ具体的に定めておく。



図－1 関連行政機関等からの協力要請の流れ

4. 大規模な災害の危険度把握等に対する協力

災害発生時、または大規模な災害が発生する恐れがあり、国土交通大臣から国立研究開発法人土木研究所法第15条にもとづく指示があった場合や、各地方整備局等と締結した「国立研究開発法人土木研究所緊急災害対策派遣隊の派遣に関する協定」に基づき、各地方整備局等の長から要請があった場合には、土木研究所緊急災害対策派遣隊（土研TEC-FORCE）を派遣する。また、国及び関連行政機関等から協力要請があった場合には、これに応じるとともに、危険度が高いと把握されたときは、災害防止のための対策方法等の技術協力を行う。また、平素から危険度を的確に把握するための技術の開発及びその高度化を図る。

第2節 災害対策本部室等の整備

1. 災害対策本部室等の整備

対策本部の運営が円滑に行われるよう、所の庁舎内に災害対策本部室、雪崩・地すべり研究センター及び自然共生研究センターに支部室をそれぞれ設け、必要な情報機器等の整備に努める。

2. 災害対策本部室等の代替場所の選定

対策本部室又は支部室が被災した場合を想定し、通信設備の整備状況等を勘案し、対策室の機能及び機動力を十分に発揮できるような場所を代替場所として選定しておく。

第3節 情報の収集・連絡体制

1. 情報の収集、分析及び伝達

災害に関する情報を迅速かつ的確に収集、分析、伝達し、国及び関連行政機関等の災害応急・復旧対策の協力を役立てられるよう、事前に情報収集・連絡体制(内容、連絡窓口、方法等)を整備しておく。

2. 電気通信施設の整備

災害時に、情報収集・連絡・伝達に資する情報提供装置等を適切に機能させるため、次の施策を講じておく。

- (1) 移動通信のための機器の整備と操作に習熟するとともに、大規模な災害が発生した場合に、現地からの画像の受信と庁舎内への配信ができるよう、その整備を図る。
- (2) 他機関との連絡等に配慮し、電気通信事業者回線の災害時優先電話等の整備を図る。
- (3) 情報・通信施設(機器)、非常用発電設備等については、常に良好な状態に維持するとともに、必要な耐震化対策を講ずる。

第4節 庁舎関連対策等

1. 点検

所の庁舎(寒地土木研究所、雪崩・地すべり研究センター及び自然共生研究センターを含む)の耐震点検(「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」(平成8年)を準用)を行い、必要な補強等の対策を実施しておく。

2. 庁舎機能の確保

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設は耐震上問題ないことを確認している。
所内の他の施設については順次、耐震化を実施する。
- (2) 地震等の発生時における庁舎機能を確保するため、火災防止、器物破損防止、ロッカー等の転倒防止等の安全対策を講じる。また、緊急避難地・避難経路を定め、職員等の避難誘導に支障のないように努める。
- (3) 地震発生時等に被害状況の把握を速やかに行えるよう、「施設等緊急被害状況調査票(案)」に施設概要等を記入しておくとともに、被災した庁舎

の応急・復旧を迅速に行うため、あらかじめ完成図書等を整えておく。

(4) 非常用電源の確保

本部室等の機能を確保するため、非常用発電設備の整備を図る。

(5) 積雪時の対応

寒地土木研究所、雪崩・地すべり研究センターの庁舎については、積雪・凍結により点検・復旧対策の実施が困難とならないよう、積雪・凍結時の対応方策を講ずる。

3. 生活必需品等の確保

(1) 災害時又は災害後に必要な生活必需品（飲料水、食料、燃料、炊事道具、寝具等）、医療用品（救急薬品類）等の生活対策用品及び応急対策用の作業衣類・機材等を資材倉庫に常時備蓄する。

(2) 災害時における断水に備え、所内に井戸を設ける等、生活用水を確保する。

(3) 職員が安心して業務を遂行できるよう、家族の安全確認・家族との連絡を維持するための方法を確立しておく。

第5節 広報

報道機関等からの災害に対する問い合わせに円滑に対応できるように、所の広報の方法及び体制について整備しておく。

第5章 災害時の応急復旧対策（災害発生時）

第1節 災害対策本部等の設置

1. 対策本部等設置のための情報収集

防災担当職員は、職員の安否確認を行う。また、対策本部等の設置に資するため、災害情報の収集に努め、災害規模の早期把握を行うとともに、収集した災害情報は速やかに理事長に伝達する。情報の流れは、図-2に示すとおりとする。

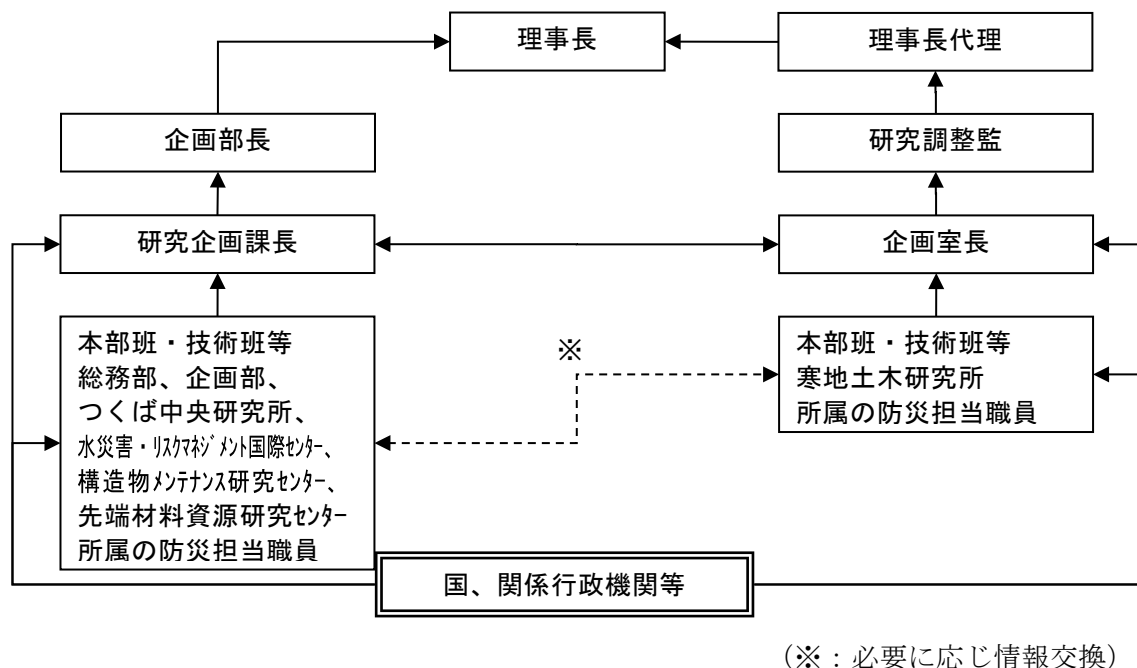


図-2 災害対策本部設置までの情報の流れ

2. 対策本部の設置

理事長は、防災担当者からの災害情報を基に、災害規模を勘案して対策本部等を設置する。

3. 防災担当職員の参集

- (1) 対策本部等の設置が指令された場合には、第4章第1節に基づいて別途定める連絡体制に従って、防災担当職員は通常の勤務地（以下、「本勤務地」という）へ参集する。ただし、本勤務地への参集が困難な場合には、本勤務地に連絡をとる。
- (2) 本勤務地へ参集した防災担当職員は、参集者リスト、不参集者リストを作成し、参集状況の把握に努める。
- (3) 具体的な対応については災害時初動マニュアルに定める。

4. 国並びに関連行政機関に対する対策本部設置の報告

対策本部等は、災害情報の収集、災害調査及び技術協力を円滑に進めるため、対策本部等の設置状況を国並びに関連行政機関等に報告する。

第2節 情報の収集・連絡体制

1. 通信機能の確保

対策本部等設置後は、直ちに国土交通省専用通信回線等通信手段の機能確認を行うとともに、災害現場の状況を把握するために、現地と協力しながら電話や画像通信回線の確保に努める。

なお、国土交通省専用通信回線が使用不能となった場合には、電気通信事業者回線の災害時優先電話、携帯電話、Eメール、インターネット、衛星通信等を活用することにより、可能な限り通信機能の確保に努める。

2. 情報の収集、分析及び伝達

- (1) 対策本部等は、災害発生後の情報の収集に努めるとともに、国及び関連行政機関等の災害時の応急・復旧対策を協力するため情報の分析・伝達に努める。
- (2) 災害時の応急・復旧対策の協力を円滑に進めるため、国及び関連行政機関等との間でできるだけ情報の共有化を図るとともに、密接な連絡を保ち相互協力を行う。

3. 情報連絡体制

本部長指令、本部情報、応急・復旧対策協力のための情報の連絡手段は、情報伝達を迅速かつ確実に行うため、止むを得ない事情がある場合を除き、国土交通省専用通信回線又は予め定めた電気通信事業者回線を使用する。

第3節 技術協力等

1. 指示又は要請に基づく技術協力

災害発生後、国土交通大臣から国立研究開発法人土木研究所法第15条にもとづく指示があった場合、各地方整備局等と締結した「国立研究開発法人土木研究所緊急災害対策派遣隊に関する協定」に基づき、各地方整備局等の長から

要請があった場合には、土木研究所緊急災害対策派遣隊（土研TEC-FORCE）を派遣する。また、国土交通大臣の指示或いは関連行政機関等からの要請があった場合には、迅速かつ適切な応急・復旧対策（二次災害等の防止を含む）に資するため、技術協力として技術支援、或いは適任と認められる職員を派遣する。

2. 自らの判断に基づく調査団の派遣

前項に掲げる場合のほか、第3章に規定する防災に関する研究に資するため、本部長は、所独自の判断に基づき、調査団を派遣することができる。

第4節 庁舎関連対策等

1. 庁舎機能の確保

防災担当職員は、災害発生時に、速やかに所の庁舎施設の点検を行い、被災状況の把握に努め、二次災害を防ぎ庁舎機能の維持・確保を図るために必要な応急・復旧対策を実施する。

2. 職員等の安全確保、健康管理等

災害時の各種防災業務の実施にあたっては、職員等の安全・健康管理・生活対策・家族との連絡維持等に配慮する。

3. 避難住民対策

地方公共団体や地域住民等より避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の安全性等を確認の上、適切に対処する。

第5節 再発防止対策への技術協力

所は、国及び関連行政機関等の依頼に応じて、再発防止対策等の調査委員会等に協力する。

第6節 広報

報道機関等からの問い合わせに対しては、関係部署が連携して適切かつ円滑に対応する。また、重要な事項の広報は、必要に応じて国及び関連行政機関等に周知する。

第6章 防災業務実施上必要な教育及び訓練

第1節 職員に対する教育

職員に対しては、その所属により果たすべき役割が異なることを考慮し、次に掲げる事項について、講演会、パンフレット等により教育を行う。

なお、人事異動の際には防災業務に関し、当該職員が果たすべき役割の引継ぎを行う。

- (1) 対策本部等の設置及び防災担当職員の参集体制
- (2) 本計画で想定している災害に関する知識
- (3) 職員が果たすべき役割
- (4) 防災業務に関する知識

第2節 防災訓練

- (1) 防災訓練は原則として毎年防災週間中に実施する。

なお、必要に応じ国及び地方自治体等の関係機関と連携を図りながら実施するものとする。

- (2) 防災訓練は大規模な震災を想定し、以下の項目を基本とし実践的に実施する。

- 1) 情報の収集、分析及び伝達訓練
- 2) 職員の参集
- 3) 職員の避難
- 4) 対策本部等の設置、運営
- 5) 職員、家族の安否確認
- 6) 所管施設・設備の点検
- 7) 関連行政機関等との情報連絡
- 8) 総合映像情報システム及びTV会議システムによる被災調査報告
- 9) パソコン通信等を用いた情報提供、通信機器の操作訓練
- 10) 広報

- (3) 事後評価

防災訓練後には評価を行い、次年度以降の課題を明らかにして訓練の充実を図る。

第7章 東海地震の防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

第1節 想定する地震

想定する地震は、東海地震とする。

第2節 情報収集

防災担当職員は、以下の情報の収集に努めるとともに、収集した情報を速やかに理事長に伝達する。

- (1) 気象庁が発表する東海地震に関連する情報
- (2) 警戒宣言の公示
- (3) 警戒体制をとるべき旨の公示
- (4) 地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知
- (5) その他これらに関する情報

第3節 災害対策本部の設置

理事長は、防災担当職員が収集した第7章第2節に定める情報をもとに、対策本部の設置判断を行う。

第4節 技術協力等

東海地震に関する技術協力等は、第4章第1節および第5章第3節に従い実施する。

第5節 教育及び訓練の実施

東海地震に関する教育及び訓練は、第6章に従い実施する。

第8章 南海トラフ地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画

第1節 想定する地震

想定する地震は、南海トラフ地震とする。

第2節 情報収集

南海トラフ地震が発生した場合、防災担当職員は災害規模の早期把握を行うとともに、収集した災害情報を速やかに理事長に伝達する。

なお、職員の参集・帰宅も考慮し、防災担当職員は津波に関する情報収集を行う。

第3節 災害対策本部の設置

理事長は、防災担当職員が収集した第8章第2節に定める情報をもとに、対策本部の設置判断を行う。

第4節 技術協力等

南海トラフ地震に関する技術協力等は、第4章第1節および第5章第3節に従い実施する。

第5節 教育及び訓練の実施

南海トラフ地震に関する教育及び訓練は、第6章に従い実施する。

第9章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画

第1節 想定する地震

想定する地震は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震とする。

第2節 情報収集

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、防災担当職員は災害規模の早期把握を行うとともに、収集した災害情報を速やかに理事長に伝達する。

なお、職員の参集・帰宅も考慮し、防災担当職員は津波に関する情報収集を行う。

第3節 災害対策本部の設置

理事長は、防災担当職員が収集した第9章第2節に定める情報をもとに、対策本部の設置判断を行う。

第4節 技術協力等

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する技術協力等は、第4章第1節および第5章第3節に従い実施する。

第5節 教育及び訓練の実施

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する教育及び訓練は、第6章に従い実施する。

なお、津波被害の恐れのある勤務地においては、津波避難計画を策定し、訓練を実施する。

第10章 首都直下地震に係る地震防災対策推進計画

第1節 想定する地震

想定する地震は、首都直下地震とする。

第2節 情報収集

首都直下地震が発生した場合、防災担当職員は災害規模の早期把握を行うとともに、収集した災害情報を速やかに理事長に伝達する。

特に、国土交通本省の被災状況を把握し、連絡体制を確認する。

また、首都圏在住職員の参集・帰宅も考慮し、防災担当職員は被害状況の情報収集を行う。

第3節 災害対策本部の設置

理事長は、防災担当職員が収集した第9章第2節に定める情報をもとに、対策本部の設置判断を行う。

第4節 技術協力等

首都直下地震に関する技術協力等は、第4章第1節および第5章第3節に従い実施する。

第5節 教育及び訓練の実施

首都直下地震に関する教育及び訓練は、第6章に従い実施する。

別表－１ 防災会議構成表

会長	理事長	
	(つくば)	(札幌)
委員	理事 監事 研究調整監 地質監 総務部長 企画部長 水災害・リスクマネジメント国際センター長 構造物メンテナンス研究センター長 先端材料資源研究センター長 耐震総括研究監 技術推進本部長 各研究グループ長（８） 地質研究監 耐震研究監	理事長代理 審議役 監査役 研究調整監 管理部長 技術開発調整監 各研究グループ長（５） 特別研究監 総括研究監 地質研究監 研究連携推進監

別表－２ 災害対策本部構成表

本部長	理事長	
	(つくば)	(札幌)
副本部長	理事	理事長代理
本部長付 (本部員)	研究調整監 地質監 水災害・リスクマネジメント国際センター長 構造物メンテナンス研究センター長 先端材料資源研究センター長 耐震総括研究監 技術推進本部長 各研究グループ長（８） 地質研究監 耐震研究監	審議役 監査役 研究調整監 管理部長 技術開発調整監 各研究グループ長（５） 特別研究監 総括研究監 地質研究監 研究連携推進監
本部班長	企画部長	研究調整監
総務班長	総務部長	管理部長
技術班長	耐震総括研究監または耐震研究監または関連研究グループ長	寒地基礎技術研究グループ長

別表－３ 災害対策支部構成表

支部長	センターに常勤する最も職位の高い職員
支部班	センター職員
技術班	センター職員

別表－４ 防災体制

体制区分	体制に入る基準	土木研究所の対応
非常支援体制	地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪崩災害、道路災害、水質事故災害に関し、国土交通省が非常体制に入った場合 (又は理事長が必要と判断した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通本省が災害対策本部*を設置した場合、参集（＃） ・国土交通本省が災害対策本部*を設置していない場合は、必要に応じ参集 ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・情報収集、集約を実施 ・関係職員への派遣準備の周知 <p>*緊急災害対策本部、非常災害対策本部、当該災害対策本部</p>
警戒時支援体制	地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪崩災害、道路災害、水質事故災害に関し、国土交通省が警戒体制に入った場合 (又は理事長が必要と判断した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ参集 ・情報収集を実施 <p>(被害情報があれば、すぐに次の体制に入る準備をしておく)</p>
支援準備体制	地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪崩災害、道路災害、水質事故災害に関し、国土交通省が注意体制に入った場合 (又は理事長が必要と判断した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・体制に入ったことをグループ長以上の幹部、防災担当者に連絡 ・情報収集を実施

※派遣要請があった場合は専門家を派遣

※土研TEC-FORCE派遣要請があった場合は土研TEC-FORCEを派遣

(＃) 国土交通本省が災害対策本部を設置した場合の参集について

1. 国土交通本省が災害対策本部を設置した場合、総合対策係は参集する
 - ・発災後 2 4 時間経過後は、朝 6 時～夜 9 時に参集する。
 - ・発災後 3 日間経過後、被害拡大の恐れがないと判断した場合は、通常勤務体制のもと、情報収集を実施する。
 - ・発災後 1 週間経過後は、原則として通常勤務体制のもと、情報収集を実施する。
2. 総合対策係は情報収集を行い、幹部及び技術班の関係する研究グループ・チーム等に情報共有する。
3. 技術班は情報収集を行い、総合対策係に情報共有する。必要に応じ参集する。